

寒川町災害弔慰金の支給等に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p style="text-align: center;">～略～</p> <p>(利率)</p> <p>第14条 (加える)</p> <p>災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を、延滞の場合を除き、<u>年3パーセントとする。</u></p> <hr/> <p style="text-align: center;">(加える)</p> <p>(償還等)</p> <p>第15条 災害援護資金は、年賦償還 _____ とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 償還免除、<u>保証人</u>、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項、令第8条から <u>第12条</u> までの規定によるものとする。</p> <p style="text-align: center;">～略～</p>	<p style="text-align: center;">～略～</p> <p>(保証人及び利率)</p> <p>第14条 <u>災害援護金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができ</u> <u>る。</u></p> <p>2 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を、延滞の場合を除き、<u>保証人を立てる場合は零とし、保証人を立てない場合は年1パーセントとする。</u></p> <p>3 <u>第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条に規定する違約金を含むものとする。</u></p> <p>(償還等)</p> <p>第15条 災害援護資金は、年賦償還、<u>半年賦償還又は月賦償還</u>とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 償還免除 _____、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項、令第8条から <u>第11条</u> までの規定によるものとする。</p> <p style="text-align: center;">～略～</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の寒川町災害弔慰金の支給等に関する条例の規定は、平成31年4月1日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。</u></p>